

令和 7 年 2 月 25 日

本部事務局人事部

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等																								
<p>第 1 章～第 8 章 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>別表第 1（第 3 条関係） 級別職務分類基準表 1 事務職等給料表(1)級別職務分類基準表</p> <table border="1" data-bbox="165 683 954 1417"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務の分類基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級～ 5 級</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6 級</td> <td>(1) 本部の課長、<u>室長</u>、主幹又は技幹の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が相当高い業務を担当する病院の課長、課長補佐の職務</td> </tr> <tr> <td>7 級</td> <td>(1) 本部の部長、<u>副部長</u>の職務 (2) 担当部長の職務 (3) 病院の<u>事務局長</u>、副事務局長の職務 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が高い業務を担当する病院の課長の職務</td> </tr> <tr> <td>8 級</td> <td><u>(1) 本部の事務局長、副事務局長、参事監の職務</u> <u>(2) 病院の事務局長の職務</u></td> </tr> <tr> <td>9 級</td> <td><u>(1) 本部の事務局長の職務</u> <u>(2) 担当局長の職務</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務の分類基準	1 級～ 5 級	(略)	6 級	(1) 本部の課長、 <u>室長</u> 、主幹又は技幹の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が相当高い業務を担当する病院の課長、課長補佐の職務	7 級	(1) 本部の部長、 <u>副部長</u> の職務 (2) 担当部長の職務 (3) 病院の <u>事務局長</u> 、副事務局長の職務 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が高い業務を担当する病院の課長の職務	8 級	<u>(1) 本部の事務局長、副事務局長、参事監の職務</u> <u>(2) 病院の事務局長の職務</u>	9 級	<u>(1) 本部の事務局長の職務</u> <u>(2) 担当局長の職務</u>	<p>第 1 章～第 8 章 （略）</p> <p>別表第 1（第 3 条関係） 級別職務分類基準表 1 事務職等給料表(1)級別職務分類基準表</p> <table border="1" data-bbox="981 683 1769 1417"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務の分類基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級～ 5 級</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6 級</td> <td>(1) 本部の課長、主幹又は技幹の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が相当高い業務を担当する病院の課長、課長補佐の職務</td> </tr> <tr> <td>7 級</td> <td>(1) 本部の部長の職務 (2) 担当部長の職務 (3) 病院の副事務局長の職務 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が高い業務を担当する病院の課長の職務</td> </tr> <tr> <td>8 級</td> <td>事務局長、参事監の職務 (新規)</td> </tr> <tr> <td>9 級</td> <td>事務局長、<u>担当局長</u>の職務 (新規)</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務の分類基準	1 級～ 5 級	(略)	6 級	(1) 本部の課長、主幹又は技幹の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が相当高い業務を担当する病院の課長、課長補佐の職務	7 級	(1) 本部の部長の職務 (2) 担当部長の職務 (3) 病院の副事務局長の職務 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が高い業務を担当する病院の課長の職務	8 級	事務局長、参事監の職務 (新規)	9 級	事務局長、 <u>担当局長</u> の職務 (新規)	<p>事務職等給料表(1)の 6 級の職務の分類基準に「本部の室長の職務」を、7 級の職務の分類基準に「本部の副部長の職務」及び「病院の事務局長の職務」を、8 級の職務の分類基準に「本部の副事務局長の職務」を加える。同給料表における本部及び病院の事務局長の職務の分類基準を明確にするため、所要の改正を行う。</p>
職務の級	職務の分類基準																									
1 級～ 5 級	(略)																									
6 級	(1) 本部の課長、 <u>室長</u> 、主幹又は技幹の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が相当高い業務を担当する病院の課長、課長補佐の職務																									
7 級	(1) 本部の部長、 <u>副部長</u> の職務 (2) 担当部長の職務 (3) 病院の <u>事務局長</u> 、副事務局長の職務 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が高い業務を担当する病院の課長の職務																									
8 級	<u>(1) 本部の事務局長、副事務局長、参事監の職務</u> <u>(2) 病院の事務局長の職務</u>																									
9 級	<u>(1) 本部の事務局長の職務</u> <u>(2) 担当局長の職務</u>																									
職務の級	職務の分類基準																									
1 級～ 5 級	(略)																									
6 級	(1) 本部の課長、主幹又は技幹の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が相当高い業務を担当する病院の課長、課長補佐の職務																									
7 級	(1) 本部の部長の職務 (2) 担当部長の職務 (3) 病院の副事務局長の職務 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が高い業務を担当する病院の課長の職務																									
8 級	事務局長、参事監の職務 (新規)																									
9 級	事務局長、 <u>担当局長</u> の職務 (新規)																									

新		旧		改正理由等
2～5 (略)		2～5 (略)		医療職給料表(3)の6級の職務の分類基準に「看護担当副部長の職務」を、7級の職務の分類基準に「看護担当部長の職務」を加える。
6 医療職給料表(3)級別職務分類基準表		6 医療職給料表(3)級別職務分類基準表		
職務の級	職務の分類基準	職務の級	職務の分類基準	
1級～ 5級	(略)	1級～ 5級	(略)	
6級	<u>(1) 副看護局長の職務</u> <u>(2) 看護担当副部長の職務</u>	6級	副看護局長の職務 (新規)	
7級	<u>(1) 看護局長の職務</u> <u>(2) 看護担当部長の職務</u>	7級	看護局長の職務 (新規)	
7・8 (略)		7・8 (略)		
別表第2～第9 (略)		別表第2～第9 (略)		